

令和5年門審第34号

裁 決
漁船A定置網損傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和3年7月17日04時30分

長崎県比田勝港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 18.90メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室左舷側に舵輪を、操舵室の右舷側から順に機関操縦レバー、GPSプロッター、魚群探知機、レーダーをそれぞれ備えたいか一本つり漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.8メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年7月16日15時00分比田勝港を発し、17時30分同港東方沖合の漁場に到着して操業を開始し、翌17日02時30分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、比田勝港東部には、第二種共同漁業権に基づく第2種雑漁小型定置網（以下「比田勝定置網」という。）が、尉殿埼灯台から344度（真方位、以下同じ。）710メートル、345度750メートル、353度870メートル、355度840メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に敷設され、その南端沖合には光達距離4.5キロメートル、毎4秒に1回の赤色閃光を発する簡易標識灯1基が設置されていた。

また、a受審人は、比田勝港に3回入出航した経験を有し、比田勝定置網及び簡易標識灯の存在を承知していた。

a受審人は、操舵室で操船に当たり、GPSプロッターにレーダー映像を重畳させ、04時20分半僅か前尉殿埼灯台から044度1.5海里の地点で、針路を240度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵によって進行した。

a受審人は、04時27分僅か過ぎ尉殿埼灯台から024度1,290メートルの地点に達したとき、比田勝定置網まで700メートルとなり、その後比田勝定置網に向首して接近する状況であったが、甲板員と会話をすることに気をとられ、GPSプロッターを活用して比田勝定置網との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に

行わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、04 時 30 分尉殿埼灯台から 354 度 830 メートルの地点において、原針路及び原速力のまま、比田勝定置網に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力 3 の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、A は船首外板に破口を、定置網は箱網の網地等に破損を生じたが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、夜間、比田勝港において、同港に入航する際、船位の確認が不十分で、比田勝定置網に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、比田勝港において、同港に入航する場合、比田勝定置網に乗り入れることのないよう、GPS プロッターを活用して比田勝定置網との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、甲板員と会話をすることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、比田勝定置網に向首して接近する状況に気付かずに進行して比田勝定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年5月28日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳